

観光産業推進キャラクター「ももちい」利用規約

(目的)

第1条 本規約は、三重県名張市（以下「市」という。）が保有する観光産業推進キャラクター「ももちい」（以下「本キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲及び目的)

第2条 本キャラクター（本キャラクターの名称、形状、デザイン、映像、音声、ストーリーおよび世界観、ロゴ、音楽その他本キャラクターの構成素材を含む。以下同じ。）は、事前に市の利用許諾を受けた場合に限りその許諾の範囲内で市内の事業者等が地域産品や観光資源のPR、地域産業の活性化を目的とする商品、印刷物、Webサイト等に無償で利用することができる。

2 本キャラクターの利用目的は、次に掲げる内容に限るものとする。

- (1) 市内の事業者（個人を含む。以下同じ。）が行う、地域産品や観光資源のプロモーションを目的とするもの。
- (2) 市内の事業者が、製造・販売する製品・商品等への利用することにより、市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (3) メディア（テレビ・新聞・雑誌等をいう。）が、市の地域産品、観光資源、事業者のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (4) 市外事業者が行う、市の地域産品、観光資源のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (5) 国、県、地方公共団体等の団体であって、市が認めるもの

(利用条件)

第3条 本キャラクターの利用条件は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者は、商品パッケージ・広告物等において、以下の情報を明記しなければならないものとする。
 - ア キャラクター：「別表1に掲げるキャラクターデザイン」
 - イ キャラクターナンバー：「百地山椒太夫」又は「ももちい」の表記
 - ウ キャラクターの由来：「別表2に示す物語」
- (2) 前号に掲げる表記にあっては、分かり易い配慮をすることとする。
- (3) 前2号の規定に関わらず、「ウ キャラクターの由来」については、商品等のパッケージ等の態様を考慮して省略できるものとする。
- (4) 利用者は、本キャラクターの利用に際し、用途に応じた軽微な調整（サイズ変更、モノクロ化など）を行うことができるものとする。

(禁止事項)

第4条 次に掲げる行為は禁止する。

- (1) 本キャラクターを公序良俗に反する目的で使用すること
- (2) 本キャラクターの形状や色等を著しく変更・加工すること
- (3) 政治活動、宗教活動、反社会的活動の目的で使用すること
- (4) 名張市又は本キャラクターの品位・イメージを損なうような使用をすること
- (5) 本キャラクターの利用に関して受けた利用許諾の内容を転貸、譲渡すること
- (6) 市公式の制作物であると誤解を与える使用をすること
- (7) 他の事業者及び製品等を比較し、優劣を明示する目的で使用すること
- (8) その他、市が不適切と判断する目的及び方法で利用すること

(利用の申請)

第5条 利用者は、ももちい利用申請書（様式第1号）に必要書類等を添付して提出するものとする。

(開発利用の申請)

第6条 第4条第2号の規定に関わらず、利用者がももちい開発利用申請書兼著作権等譲渡同意書（様式第2号）を市に提出した場合であって市が本キャラクターの利用に際しデザイン及び形状の変更の必要性又は妥当性を認めたときは、本キャラクターのデザイン及び形状を変更することができるものとする。

2 前項の規定により開発された変更後の本キャラクターのデザイン及び形状は、市の所有する本キャラクターの構成素材の一部とみなし、市が利用し又は市が第三者に利用させることができるものとする。

(利用の許諾)

第7条 市は、第5条及び第6条第1項に定める申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、利用を認めるときは、ももちい（開発）利用許諾書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 前条の規定による許諾に基づき本キャラクターを利用したもの（以下「利用者」という。）は、その最初の利用の日から遅滞なくももちい利用開始届（様式第4号）を提出するものとする。

(利用実態調査)

第9条 市は、利用者に対し、本キャラクターの利用の実態についてももちい利用実態調査票（様式第5号）により定期的に調査するものとする。

2 利用者は前項の調査に協力しなければならない。

(著作権等)

第10条 本キャラクターに関する著作権、商標権、人格権その他の知的財産権は全て市に帰属する。

(利用の停止)

第11条 市は、利用者が本規約に違反した場合又は不適切な利用が認められた場合には事前の通知なく当該利用の停止を求めることができる。

2 利用の停止を求められた利用者は、遅滞なく当該求めの対象となったももちいの利用をやめなければならない。そのことにより生じる損害は本キャラクター利用者の責とする。

(免責事項)

第12条 本キャラクターの利用により生じた損害、トラブル等について、市は一切の責任を負わない。

(規約の承諾)

第13条 本キャラクターの利用者は、本キャラクターを用いて創作を開始することによって、本規約を一切の留保なく、かつ一切の条件を付帯することなく遵守することを承諾したものとする。

(規約の変更)

第14条 市は、必要に応じて本規約を改訂することができる。改訂後の内容は市ホームページで公表された時点で効力を有するものとする。

別表1 (キャラクターデザイン)

デザイン1	デザイン2
	
デザイン3	デザイン4
	
デザイン5	デザイン6
	

デザイン7



デザイン8



デザイン9



デザイン10



別表2 (物語)

記載例1 (2 1字)	ももちいは名張市の観光産業推進キャラクター
記載例2 (3 4字)	名張市観光産業推進キャラクター「百地山椒大夫」。愛称は「ももち い」。
記載例3 (5 5字)	ももちいは赤目四十八滝に生息するオオサンショウウオと、伊賀流忍 者をイメージした名張市の観光産業推進キャラクター
記載例4 (1 7 6字)	「百地山椒大夫 (愛称ももちい)」は、赤目四十八滝で500年以上生 きたオオサンショウウオ。 伊賀忍者・百地三太夫と修行を積んだ後に山椒魚のモノノケへと転生 した。見た目や精神は幼いながらも苔の精霊コケ千代を相棒に、人々 の心を自然へと向けさせるという使命を帯びた二代目「赤目四十八滝 の主」見習いとして、現在は名張市の観光産業推進キャラクターとし て活躍している。

様式第1号（第5条関係）

ももちい利用申請書

年 月 日

名張市長 宛て

住所 _____

申請者 法人又は団体名 _____

氏名 _____

(電話) _____

(Mail) _____

(担当者) _____

下記のとおりももちいを利用したいので申請します。

なお、ももちいの利用に際しては、観光産業推進キャラクター「ももちい」利用規約を遵守します。

年 月 日

署名 _____

1. 利用開始予定日	年 月 日 (曜日) 時 分から			
2. 利用終了予定日	年 月 日 (曜日) 時 分まで			
3. 利用の用途・数量・目的について	利用用途	数量	利用の目的 ※欄外の(1)～(5)の中 から選んでください。	収益性の 有無
	利用予定物①			
	利用予定物②			
	利用予定物③			
	利用予定物④			
	利用予定物⑤			
4. 参考画像等 (掲示箇所、印刷 箇所等の参考とな る画像を添付して ください。)	※画像は別紙でも可とします。			

※ 利用目的一覧

- (1) 市内の事業者（個人を含む。以下同じ。）が行う、地域産品や観光資源のプロモーションを目的とするもの。
- (2) 市内の事業者が、製造・販売する製品・商品等への利用することにより、市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (3) メディア（テレビ・新聞・雑誌等をいう。）が、市の地域産品、観光資源、事業者のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (4) 市外事業者が行う、市の地域産品、観光資源のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (5) 国、県、地方公共団体等の団体であって、市が認めるもの

ももちい開発利用申請書兼著作権等譲渡同意書

年 月 日

名張市長 宛て

住所 _____

申請者 法人又は団体名 _____

氏名 _____

(電話) _____

(Mail) _____

(担当者) _____

名張市の管理する観光産業推進キャラクターの「ももちい」及びももちいの「一部を改変したももちい」（以下「開発後キャラクター」という。）を利用したく申請します。

また、開発後キャラクターに関する以下の権利を本申請書の署名日をもって名張市に譲渡することに同意します。

- 著作権（複製権、公衆送信権、翻案権等）
- 商標権（申請者が取得していた場合）
- キャラクターに関するその他の知的財産権

なお、ももちいの利用に際しては、観光産業推進キャラクター「ももちい」利用規約を遵守します。

年 月 日

署名 _____

1. 利用開始予定日	年 月 日 (曜日) 時 分から				
2. 利用終了予定日	年 月 日 (曜日) 時 分まで				
3. 利用の用途・数量・目的について	利用用途	数量	利用の目的 ※欄外の(1)～(5)の中 から選んでください。	収益性の 有無	
	利用予定物①				
	利用予定物②				
	利用予定物③				
	利用予定物④				
	利用予定物⑤				

4. 参考画像等 (掲示箇所、印刷箇所等の参考となる画像を添付してください。)	※画像は別紙でも可とします。
5. 提出データ	<input type="checkbox"/> 利用するももちいの Adobe Illustrator で作成した AI データ及び P N G 形式で保存したデータ <input type="checkbox"/>

※ 利用目的一覧

- (1) 市内の事業者（個人を含む。以下同じ。）が行う、地域産品や観光資源のプロモーションを目的とするもの。
- (2) 市内の事業者が、製造・販売する製品・商品等への利用することにより、市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (3) メディア（テレビ・新聞・雑誌等をいう。）が、市の地域産品、観光資源、事業者のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (4) 市外事業者が行う、市の地域産品、観光資源のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (5) 国、県、地方公共団体等の団体であって、市が認めるもの

ももちい（開発）利用許諾書

第 号
年 月 日
様

名張市長

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり許諾することに決定しましたので通知します。

許諾条件	<ol style="list-style-type: none">観光産業推進キャラクター「ももちい」利用規約を遵守すること。許諾を受けた利用用途以外に利用しないこと。毎年度末時点のももちい利用実態について、翌月末日までに名張市へ報告すること。
------	---

ももちい利用開始届

年 月 日

名張市長

宛て

住所

申請者 法人又は団体名

氏名

(電話)

(担当者)

下記のとおり「ももちい」の利用を開始しましたので、利用状況が分かる書類を添付して届け出ます。

ももちい利用実態調査票

年 月 日

名張市長

宛て

住所

申請者 法人又は団体名

氏名

(電話)

(Mail)

(担当者)

下記のとおり「ももちい」の利用状況について報告します。

4. 利用の用途・数量・目的について	利用用途	利用の目的 ※欄外の(1)～(5)の中 から選んでください。	収益性の 有無
	利用状況①		
	利用状況②		
	利用状況③		
	利用状況④		
	利用状況⑤		
5. 参考画像等 (掲示箇所、印刷 箇所等の参考とな る画像を添付して ください。)	※画像は別紙でも可とします。		

※ 利用目的一覧

- (1) 市内の事業者（個人を含む。以下同じ。）が行う、地域産品や観光資源のプロモーションを目的とするもの。
- (2) 市内の事業者が、製造・販売する製品・商品等への利用することにより、市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (3) メディア（テレビ・新聞・雑誌等をいう。）が、市の地域産品、観光資源、事業者のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (4) 市外事業者が行う、市の地域産品、観光資源のプロモーション等を行い、もって市内の産業の活性化を目的とするもの。
- (5) 国、県、地方公共団体等の団体であって、市が認めるもの

※ 記載に関する注意事項

- (1) 毎年度末日時点でももちいを利用中の商品・サービス等の全てを報告してください。